

特定非営利活動法人 フィルハーモニック・ワインズ 大阪 定款

第1章 総則

(名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 フィルハーモニック・ワインズ 大阪という。

(事務所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊能郡に置く。

(目的)

第 3条 この法人は、音楽文化の広い普及と発展を目指し、演奏家の育成と活動の場を開拓・提供することを通じて、児童・生徒を含むすべての人々に対して演奏会や楽器の講習会など音楽教育に関する活動をし、音楽に親しみ、音楽の楽しさを伝えしていく事業を行うことにより、まちづくりの推進・芸術の振興及び子供の健全育成を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、同法を単に法という）

第2条別表 三号（まちづくりの推進を図る活動）

四号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）

同十一号（子供の健全育成を図る活動）

を行う。

(事業の種類)

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行ふ。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 演奏会の実施事業
- ② 演奏家の派遣事業
- ③ 演奏家の育成事業
- ④ 講演会・セミナーの実施事業
- ⑤ 演奏会場などの管理運営企画の受託事業
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 会員相互の親睦を図る事業
- ② 物品販売事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 友の会会員 この法人の活動に賛同する個人
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、総会において過半数以上の議決を得た個人又は団体

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員若しくは友の会会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員は本人の同意をもって入会したものとみなす

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 12名以下
- (2) 監事 1名以上 2名以下

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事の中からその互選により、次の役職者を選任する

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上 2名以下

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。

2 役員の再任は妨げない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 第1項及び前項の規定にかかるわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただしその役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により定める。

第4章 総会

(種 別)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第43条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

- 第22条 総会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることできない。

(表決権等)

- 第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員の前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数
 - (3) 出席した正会員数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、ファックス及び電子メールを含むものとする。

(議長)

第32条 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(議決)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する
- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - (2) その他の事業

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表及び収支計算書
- (4) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (5) 正会員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人または民法第34条により設立された法人に帰属させるものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

| | | | | |
|-----------|-----|----------|-----|--------------|
| 正会員 | 入会金 | 50,000 円 | 年会費 | 50,000 円 |
| 賛助会員（法人） | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 100,000 円／一口 |
| 賛助会員（個人） | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 20,000 円／一口 |
| 友の会会員（個人） | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 3,000 円 |

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるところとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 岸 本 周 平 |
| 副理事長 | 木 村 吉 宏 |
| 理 事 | 辻 井 清 幸 |
| 理 事 | 丸 谷 明 夫 |
| 理 事 | 竹 内 央 |
| 理 事 | 松 尾 共 哲 |
| 監 事 | 眞 砂 浩 和 |

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年7月31日までとする。

特定非営利活動法人 フィルハーモニック・ワインズ 大阪

設立代表者

松 尾 共 哲

印